

施策目標個票

(国土交通省2-⑦)

施策目標	地域公共交通の維持・活性化を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	地域の経済活動、住民の日常生活や社会生活を支える基盤として必要不可欠な地域公共交通について支援を行うところにより維持・活性化を推進する。	
評価結果	目標達成度の測定結果	<p>(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠)</p> <p>全業績指標10評価項目のうち、4評価項目において目標達成もしくは達成見込みとなった。また、主要業績指標の全6評価項目のうち過半数の4評価項目で目標を大幅に上回り達成若しくは目標を達成、又はおおむね目標に近い実績を示している。一方で、業績指標105の地域公共交通計画の策定件数、業績指標106の地域公共交通特定事業の認定総数は目標を上回らなかったが、これは「施策の分析」に記載のとおり、法改正の時期及びコロナ禍の影響によるものであり、これらは特殊事情であることから、全体として「③相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>○ 上記「施策目標」に掲げるように、地域公共交通政策においては、住民の日常生活や社会生活を支える「地域の足」の確保のため、交通モードを超えて地方公共団体や交通事業者への支援を行っている。令和2年度においては、改正地域公共交通活性化再生法に基づく取組に加えて、コロナ禍が発生し、移動の自粛等による輸送需要の減少により一層厳しい経営環境に置かれている公共交通事業者への支援にも取り組んだ。このように、国・地方公共団体が連携し、コロナ禍という未曾有の外的要因の中で足元の経営支援に強力に取り組んだことから、下記1. のとおり、路線廃止・撤退の回避という成果を上げた。一方、下記2. のとおり、地域公共交通計画の策定件数等は目標を上回らなかったものの、令和3年においては、地方公共団体を中心となった計画策定が一層進展するよう支援を行っていく。</p> <p>(1. コロナ禍に直面する地域公共交通のモード横断的支援と成果)</p> <p>○ 地域公共交通を取り巻く経営環境は、人口減少・少子高齢化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う移動の自粛等により、路線バスの輸送人員は令和2年4月、5月は前年同月比で半減し、徐々に回復しているものの、それ以降も前年同月比で2～3割減の状況が続くなど一層厳しさを増している。</p> <p>○ このため、国土交通省として、新たに、地域の鉄道、バス、離島航路等の運行維持や感染症防止対策の強化について、令和2年度補正予算により手厚い支援を行うとともに、地方創生臨時交付金について地域公共交通事業者への支援が行われるよう、地方公共団体への周知・働きかけを行ったところ。</p> <p>○ こうした支援措置により、事業継続の下支えの効果は発現しているものと推察され、現在のところ、新型コロナウイルス感染症により地域公共交通が厳しい状況にある中においても、路線の廃止・撤退が相次ぐような事態は生じていない。</p> <p>(2. 地域公共交通計画の策定状況等と改善)</p> <p>○ 令和2年5月には、地域公共交通サービスの持続可能性を高めるため、改正地域公共交通活性化再生法が成立・公布された。改正法においては、地域の輸送資源を最大限活用するためのマスタープランとなる地域公共交通計画の策定を地方公共団体の努力義務とするとともに、新たな地域公共交通特定事業として、地域公共交通利便増進事業、地域旅客運送サービス継続事業が創設された。</p> <p>○ 改正法を踏まえ、地域公共交通計画の策定件数及び地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数の増加を図っているところ、令和2年度においては、</p> <p>① 改正法の施行が令和2年11月であり、改正法を踏まえた計画策定等を目指す自治体が、令和2年11月以降に具体の調整を開始したこと</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の影響で、地方公共団体の公共交通担当部局は感染症対策に追われ、地域公共交通計画の作成等に関する議論・手続等が停滞したこと</p> <p>から低調であった。</p> <p>○ このように、令和2年度においては、法改正の時期やコロナ禍の影響といった特殊事情により目標達成ができなかったものの、令和3年度は、地方公共団体を中心となって、地域の実情に応じた計画策定が一層進展するよう支援を行っていく。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>令和3年5月に改定した「交通政策基本計画」では、交通が直面する危機を乗り越えるための交通政策の3つの基本的方針として、A)誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に不可欠な交通の維持・確保、B)我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・サービスの強化、C)災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現、を掲げ、各方針において数値目標を設定している。</p> <p>本施策においても目標年度を迎えた指標については、同計画を踏まえ、今後見直しを検討する。</p> <p>また、地域公共交通施策については、昨年度改正した地域公共交通活性化再生法等の改正内容を踏まえ、地域の移動ニーズを把握する立場にある市町村等が中心となって、それぞれの地域の実情を踏まえつつ、地域公共交通に関するマスタープランの策定等を通じ、公共交通サービスの維持・確保を図ることを促していく。</p>

	初期値	実績値					評価	目標値	
		R元年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度			R2年度
業績指標	105 地域公共交通計画の策定件数*	585	273	410	500	585	618	B	R6年度 1200
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	106 地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数*	51	27	36	46	51	55	B	R6年度 200
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
業績指標	107 地方部(三大都市圏を除く地域)における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率	-1.0%	-1.0%	-1.7%	0.6%	-2.3%	集計中	B	目標値 毎年度 縮小
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

108 バスロケーションシステムが導入された系統数*	初期値	実績値					評価	目標値		
	H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度		
	11,684	18,565	21,678	23,043	24,893	集計中		17,000		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-				
109 地方バス路線の維持率	初期値	実績値					評価	目標値		
	H20年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R5年度		
	97.1%	98.6%	98.5%	98.6%	98.0%	98.6%		100%		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-				
110 航路、航空路が確保されている有人離島の割合*(①航路、②航空路)	初期値	実績値					評価	目標値		
	①H24年度 ②H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		①R2年度 ②R2年度		
	①航路	100%	100%	100%	100%	100%		100%	A	100%
	②航空路	100%	96%	100%	96%	96%		96%	B	100%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-		-		
111 鉄道事業再構築実施計画(鉄道の上下分離等)の認定件数*	初期値	実績値					評価	目標値		
	H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度		
	4	8	9	10	10	10		10	A	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-				
112 デマンド交通の導入数	初期値	実績値					評価	目標値		
	H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度		
	311	516	535	555	566	集計中		700	B	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-				
113 LRTの導入割合(低床式路面電車の導入割合)	初期値	実績値					評価	目標値		
	H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度		
	24.6%	29.2%	30.3%	32.4%	34.2%	35.7%		35%	A	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-				
参考指標	参64 相互利用可能な交通系ICカードが導入されていない都道府県の数	初期値	実績値					評価	目標値	
		H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
		12	6	6	6	5	5		0	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
	参65 高速バスの輸送人員	初期値	実績値					評価	目標値	
		H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
		約11,000万人	約10,400万人	約10,300万人	約10,400万人	集計中	集計中		約12,000万人	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
	参66 道路運送事業等に従事する女性労働者数(①バス運転手、②タクシー運転手、③トラック運転手、④自動車整備士(2級))	初期値	実績値					評価	目標値	
		①H23年度 ②H25年度 ③H25年度 ④H21年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		①~④ R2年度	
①バス運転手		約1,200人	約1,500人	約1,500人	約1,800人	約1,900人	約2,000人		約2,500人	
②タクシー運転手		約6,700人	約7,300人	約9,200人	約9,200人	約10,100人	集計中		約14,000人	
③トラック運転手		約20,000人	約20,000人	約20,000人	約20,000人	約20,000人	約30,000人		約40,000人	
④自動車整備士(2級)		約2,400人	4,090人	3,980人	4,065人	3,900人	集計中		4,800人	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-				

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
	当初予算(a)	24,839 <250>	25,907 <261>	21,879 <264>	23,339 <262>
補正予算(b)	3,364	5,693	29,797	-	
前年度繰越等(c)	3,758	3,808	6,716	-	
合計(a+b+c)	31,961 <250>	35,408 <261>	58,392 <264>	23,339 <262>	
執行額(百万円)	26,848 <249>	27,993 <258>			
翌年度繰越額(百万円)	3,808	6,716			
不用額(百万円)	1,305 <1>	698 <3>			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	総合政策局	作成責任者名	交通政策課 (課長 阿部 竜矢)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------	--------	---------------------	----------	--------

業績指標 105

地域公共交通計画の策定件数*

評価

B	目標値：1,200件（令和6年度） 実績値：618件（令和2年度） 初期値：585件（令和元年度）
---	---

（指標の定義）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通計画の策定件数

（目標設定の考え方・根拠）

平成26年度の改正地域公共交通活性化再生法施行以降、地域交通に関するマスタープランである地域公共交通計画（旧：地域公共交通網形成計画）が令和3年3月末現在で618件策定されており、地域の実情に応じた持続可能な地域交通の形成に向けた取組が進められている。

また、令和2年11月に施行された改正地域公共交通活性化再生法では、原則としてすべての地方公共団体において地域公共交通計画の策定を努力義務化することに加え、複数の市町村が共同して、都道府県に対し、地域公共交通計画を作成するよう要請することができることとしている。これらの団体に対して、計画策定と事業実施のそれぞれにおいて、財政面で支援するとともに、ノウハウ面や地方公共団体の体制強化の面でも支援の充実を図り、地域における計画策定の取組を促進し、計画策定の倍増を目指す。

（外部要因）

地方公共団体による関係者との調整

（他の関係主体）

総務省、国家公安委員会、地方公共団体（計画策定主体）、交通事業者等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月14日）
 - 2. 「新たな日常」が実現される地域社会づくり、安全・安心の確保
- ・「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日）
 - 5. モビリティ
- ・「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」（令和2年7月17日）
 - 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

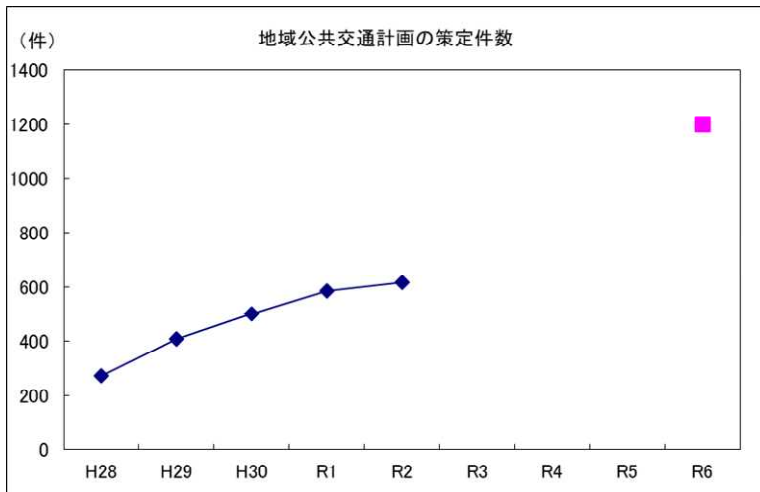
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値（件）				（年度）	
H28	H29	H30	R1	R2	
273	410	500	585	618	



主な事務事業等の概要

○地域公共交通確保維持改善事業

多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。

(令和2年度予算額204億円)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

令和2年度末時点での実績値は618件となっており、毎年度策定件数は伸びているが、順調ではない。

(事務事業等の実施状況)

地域公共交通の維持・活性化の推進に向け、地方公共団体向けのセミナー・研修の開催等のノウハウ支援に加え、平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、地域公共交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組を支援している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

地域公共交通計画の策定件数の実績値は上記のとおりであり、目標の達成に向けて順調に推移しているとは言えないため、評価は「B」とした。今後も、計画策定の努力義務化や「補助と計画の連動」などにより、一定のペースで計画の策定は進んでいくものと考えられるが、地域公共交通計画の策定にあたっては、具体的な運行計画の検討や、地方公共団体による交通事業者や住民との調整が必要となるなど、多大な時間と労力を要する。引き続き、地域公共交通活性化再生法の趣旨を踏まえた質の高い計画が策定されるよう、地方公共団体への支援を行っていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局地域交通課（課長：倉石 誠司）

関係課： 鉄道局鉄道事業課（課長：北村 朝一）

自動車局旅客課（課長：大辻 統）

海事局内航課（課長：小林 基樹）

航空局ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室（室長：山村 肇）

都市局都市計画課（課長：堤 洋介）

業績指標 106

地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数*

評価

B	目標値：200件（令和6年度） 実績値：55件（令和2年度） 初期値：51件（令和元年度）
---	---

（指標の定義）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通特定事業の実施計画認定総数

（目標設定の考え方・根拠）

平成19年の地域公共交通活性化再生法施行以降、令和3年3月末で55件の地域公共交通特定事業（軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、鉄道事業再構築事業、地域公共交通再編事業（現：地域公共交通利便増進事業）、鉄道再生事業）の実施計画が国土交通大臣の認定を受けている。また、令和2年11月に施行された改正地域公共交通活性化再生法では、原則として全ての地方公共団体において地域公共交通に関するマスタープランとなる地域公共交通計画の策定を努力義務化することに加え、地域公共交通特定事業として、「地域公共交通利便増進事業」、「地域旅客運送サービス継続事業」、「貨客運送効率化事業」を創設したところ。

なお、これらの計画の策定にあたっては、地方公共団体による交通事業者や住民等の地域の関係者との調整が必要となるなど、多大な時間と労力を要するが、地方公共団体に対して、財政面・ノウハウ面で支援を行っていくことにより、令和6年度までに認定件数が200件を超えることを実現する。

（外部要因）

地方公共団体による関係者との調整

（他の関係主体）

総務省、国家公安委員会、地方公共団体（計画策定主体）、交通事業者等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月14日）
 - 2. 「新たな日常」が実現される地域社会づくり、安全・安心の確保
- ・「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日）
 - 5. モビリティ
- ・「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」（令和2年7月17日）
 - 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

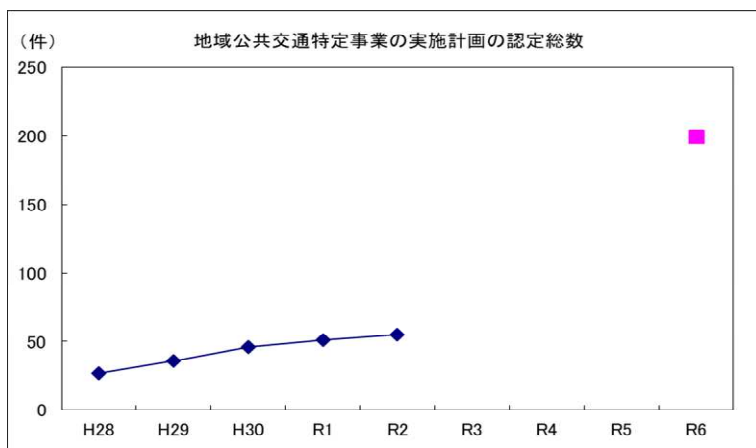
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値（件）				（年度）	
H28	H29	H30	R1	R2	
27	36	46	51	55	



主な事務事業等の概要

○地域公共交通確保維持改善事業

多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。

(令和2年度予算額204億円)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

令和2年度末時点での実績値は55件となっており、毎年度認定総数は伸びているが、順調ではない。

(事務事業等の実施状況)

地域公共交通の維持・活性化の推進に向け、地方公共団体向けのセミナー・研修の開催等のノウハウ支援に加え、平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、地域公共交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組を支援している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数の実績値は上記のとおりであり、目標の達成に向けて順調に推移しているとは言えないため、評価は「B」とした。今後も、一定のペースで実施計画の策定及び認定は進んでいくものと考えられるが、地域公共交通特定事業の実施計画の策定にあたっては、具体的な運行計画の検討や、地方公共団体による交通事業者や住民との調整が必要となるなど、多大な時間と労力を要する。引き続き、地域公共交通活性化再生法の趣旨を踏まえた質の高い計画が策定されるよう、地方公共団体への支援を行っていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局地域交通課（課長：倉石 誠司）

関係課： 鉄道局鉄道事業課（課長：北村 朝一）

自動車局旅客課（課長：大辻 統）

海事局内航課（課長：小林 基樹）

航空局ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室（室長：山村 肇）

都市局都市計画課（課長：堤 洋介）

業績指標 107

地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率

評価

B	目標値：減少率を毎年度縮小 実績値：集計中（令和2年度） - 2.3%（令和元年度） 初期値：- 1.0%（平成28年度）
---	--

（指標の定義）

地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率を毎年度縮小させる。

（目標設定の考え方・根拠）

平成26年度の改正地域公共交通活性化再生法施行以降、地域交通に関するマスタープランである地域公共交通計画（旧：地域公共交通網形成計画）が令和3年3月末現在で618件策定されており、持続可能で地域の実情に応じた地域交通の形成に向けた取組が進められている。

また、令和2年11月に施行された改正地域公共交通活性化再生法では、原則としてすべての地方公共団体において地域公共交通計画の策定を努力義務化した上で、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら公共交通の改善や移動手段の確保に取り組める仕組みを拡充するとともに、特に過疎地などでは、地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応する取組を推進することとしている。これらの取組により、地域における持続可能な地域公共交通の実現を図るため、地域公共交通計画に係るアウトカム指標として、公共交通による毎年度輸送人員の減少率を縮減させるという指標を設定する。

（外部要因）

人口減少、少子高齢化、地方都市の市街地内の人口密度低下、地方部における高齢者を含めたマイカー分担率の高さ、地方部の事業者の経営悪化、乗合バス運転手の人手不足、訪日外国人の増加に伴う需要増、MaaS等課題解決に資する新技術の開発等

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

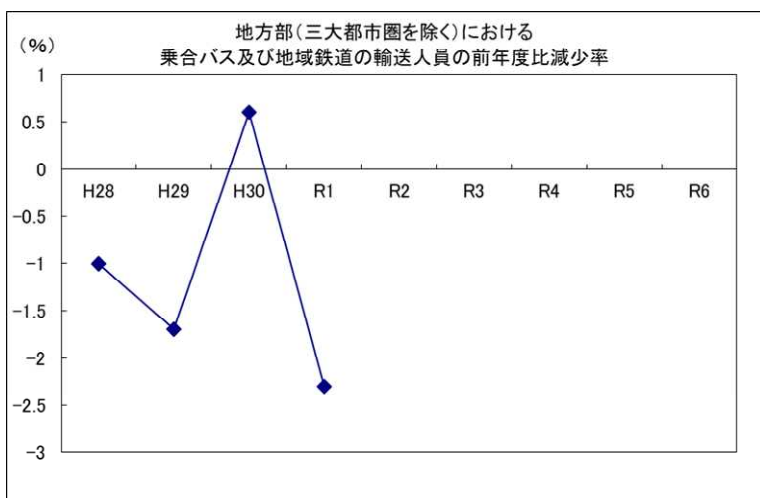
【閣決（重点）】

なし

【その他】

- ・新経済・財政再生計画改革工程表（令和2年12月18日）
- 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
- 1.0%	- 1.7%	0.6%	- 2.3%	集計中	



主な事務事業等の概要

○地域公共交通確保維持改善事業

多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。

(令和2年度予算額204億円)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

令和元年度末の実績値は-2.3%であり、減少率は2.9%大きくなったため、順調ではないといえる。

本指標をアウトカムと捉えた場合、アウトプット指標となる指標の動向を分析すると、業務指標105「地域公共交通計画の策定件数」及び業務指標106「地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数」は目標に向かって順調とは言えないため、地域公共交通ネットワークの再構築について地方公共団体における取組を更に加速させる必要がある。

(事務事業等の実施状況)

地域公共交通の維持・活性化の推進に向け、地方公共団体向けのセミナー・研修の開催等のノウハウ支援に加え、平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、公共交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組を支援している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値が目標を達成できていないことから、「B」と評価した。

本業績指標には、人口減少、少子高齢化、地方都市の市街地内の人口密度低下、地方部における高齢者を含めたマイカー分担率の高さ、地方部の事業者の経営悪化、乗合バス運転手の人手不足、訪日外国人の増加に伴う需要増、AI等課題解決に資する新技術の出現や新モビリティサービスの構築など様々な外部要因が複合的に関わっている。

今後も、計画策定を通じ、持続可能な地域の実情に応じた地域公共交通ネットワークの維持・確保の取組を支援していく。

担当課等(担当課長名等)

担当課： 総合政策局地域交通課 (課長：倉石 誠司)

関係課： 鉄道局鉄道事業課地域鉄道支援室 (室長：塩崎 浩一)

自動車局旅客課 (課長：大辻 統)

業績指標108

バスロケーションシステムが導入された系統数*

評価

A	目標値：17,000系統（令和2年度） 実績値：集計中（令和2年度） 24,893系統（令和元年度） 初期値：11,684系統（平成24年度）
---	--

（指標の定義）

バスロケーションシステム（無線通信やGPSなどを利用してバスの走行位置をバス停等で表示し、バス待ち客の利便を向上するシステム）を導入した乗合バスの系統数

（目標設定の考え方・根拠）

公共交通機関の利用者利便向上のための施策の進捗状況を図る指標として、これまでの伸び率を踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

バス事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

交通政策基本計画（平成27年2月13日）「歩行者や公共交通機関の利用者に対してバリアフリー情報、経路情報等の交通に関する情報を低コストで分かりやすく提供するため、スマートフォンや各種情報案内設備等を利用した交通に関する情報の提供方策を検討する。」第2章. 基本的方針A. 目標④

【閣決（重点）】

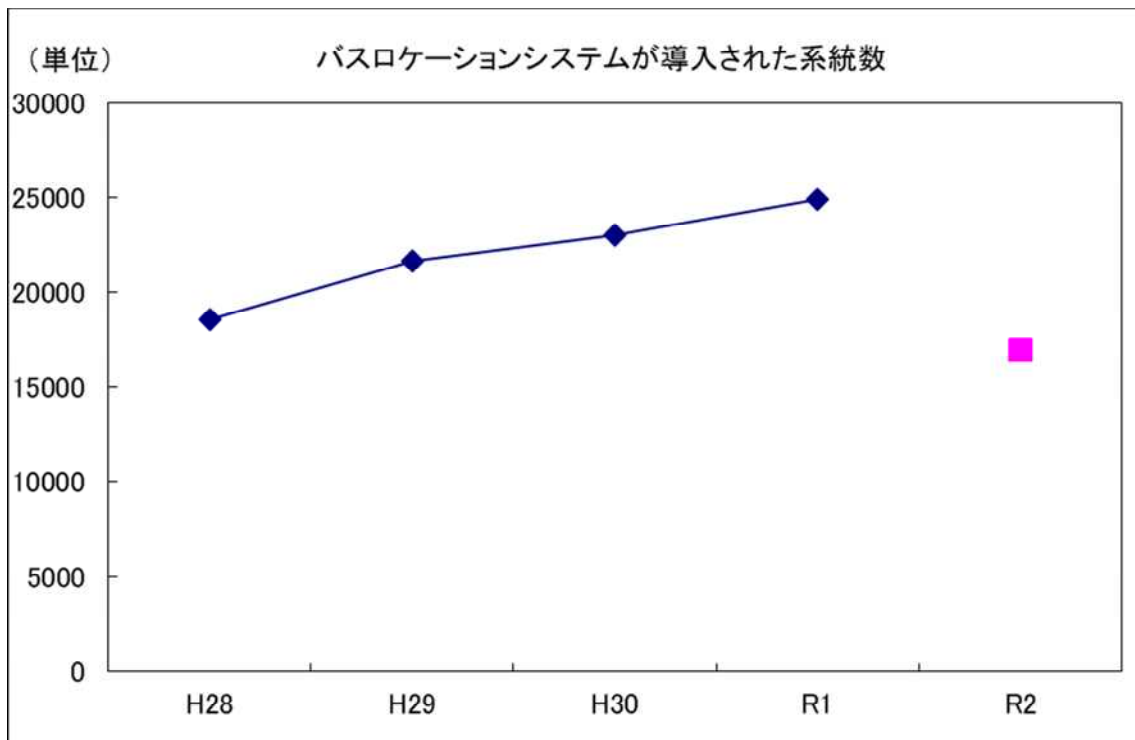
なし

【その他】

なし

単位：系統数

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
18,565	21,678	23,043	24,893	集計中	



主な事務事業等の概要

○訪日外国人旅行者数4,000万人、6,000万人の実現に向け、滞在時に快適性及び観光地までの移動円滑化を図るため、訪日外国人旅行者の受入環境整備を行うための緊急対策を促進する。

・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）予算額54億円の内数（令和元年度）

○「観光先進国」の実現に向けて、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、旅行環境整備に係る対策を促進する。

・観光振興事業（公共交通利用環境の革新等事業）予算額44億円の内数（令和元年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和2年度の実績値は集計中であるが、バスロケーションシステムを導入した乗合バスの系統数の実績値は、令和元年度に24,893系統に達しており、目標値を達成している。「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）」「観光振興事業（公共交通利用環境の革新等事業）」を有効に活用することで実績値は増加するものと考えられる。

（事務事業等の実施状況）

バスロケーションシステムの導入等に対しては、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）」および「観光振興事業（公共交通利用環境の革新等事業）」において、令和元年度に41件の補助を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和元年度の実績値は24,893系統に達しており、目標値17,000系統を達成しているため「A」と評価した。バスの利便性向上への取組は積極的に推進しているところであるが、訪日外国人旅行者向けの対応がされていないバス停や情報提供のあり方など、解消すべき課題が残っている。

そこで、今後も補助制度の活用や関係機関との協力等により、バス事業者のインバウンド対応のための取組を支援し、訪日外国人旅行者が安心かつ円滑に目的地へ到着できるよう環境整備に取り組んでいく必要がある。

引き続き「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）」及び「観光振興事業（公共交通利用環境の革新等事業）」による支援を行うこととしたい。

以上を踏まえ、今後も継続的にバスロケーションシステムの導入を促進するため、実績値の推移等を勘案し、本業績指標について見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局 旅客課（課長 大辻 統）

関係課：該当なし

業績指標 109
地方バス路線の維持率

評価

B

目標値：100%（令和5年度）
実績値：98.6%（令和2年度）
初期値：97.1%（平成20年度）

（指標の定義）

「地方バス路線」とは、地域間幹線系統における生活交通確保のため、協議会での協議結果に基づき策定した生活交通確保維持改善計画において維持が必要とされた広域的・幹線的路線であって、国土交通大臣が認定したものをいう。「維持率」とは、国土交通大臣が認定した地域間幹線系統（毎年度認定）に対して引き続き運行されている当該系統（翌年度末）の割合。

（分子）＝評価年度末に引き続き運行されている地域間幹線系統数

（分母）＝評価前年度に国土交通大臣が認定した地域間幹線系統数

・初期値

分子：1,865系統

分母：1,920系統

・直近値

分子：1,489系統

分母：1,509系統

（目標設定の考え方・根拠）

協議会策定の計画において維持が必要とされ、国が支援することとした地域間幹線系統が維持されることを目指す。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

総務省（地方財政措置）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

単位：%

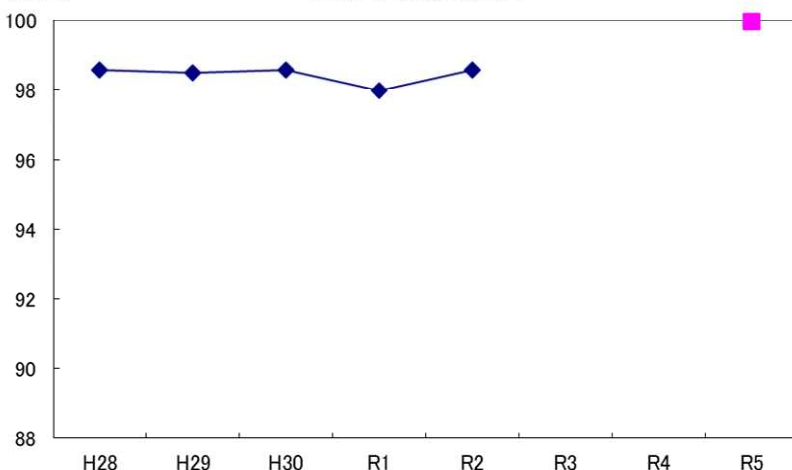
過去の実績値（%）

（年度）

H28	H29	H30	R1	R2
98.6	98.5	98.6	98.0	98.6

（単位）

地方バス路線の維持率



主な事務事業等の概要

生活交通路線維持対策の実施

国と地方の適切な役割分担のもと、地域協議会において維持・確保が必要と認められ、国が定める基準に適合する広域的・幹線的路線に対してその維持対策費を補助する。

- ・地域公共交通確保維持改善事業 予算額 204 億円の内数（令和 2 年度当初）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 13 年度から国と地方の役割分担のもと、国は広域的・幹線的路線に重点化して支援してきており、令和 2 年度の実績値は 98.6%である。

これは、国が認定した令和 2 年 9 月末の系統数 1,509 系統のうち、令和 3 年 3 月末までに 20 系統が廃止となったためであるが、その内訳は、地域の関係者による協議を通じた類似系統の再編（10 系統）等によるもので、実質的には地域の生活交通は確保されており、毎年度ほぼ同じ割合で推移しているため、地域公共交通の維持というアウトカムは一定程度達成されているものと考えられる。また、「地域公共交通確保維持改善事業」や、令和 3 年度に延長された都道府県の条例で定める路線におけるバス車両に係る税制特例措置を有効に活用することで実績値は増加するものと考えられるが、目標値の達成は容易でない。

なお、国及び地方公共団体の補助によるもののほかに、バス事業者の自助努力により、地域の足の確保が図られてきているが、バス事業者を取り巻く経営環境は依然厳しいことから、利用者数の減少の著しい系統や運行区間が重複している系統を再編することにより運行コストの低減が図られているところである。

（事務事業等の実施状況）

令和 2 年度においても国と地方の役割分担のもと、国は広域的・幹線的路線に重点化して支援し、生活交通路線維持対策を引き続き行っており、「地域公共交通確保維持改善事業」として 1489 系統の補助を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

実質的に地域の生活交通は確保されているものの、実績値の推移から推察し、「B」と評価した。

地方バス路線に関しては、「地域公共交通確保維持改善事業」や令和 3 年度に都道府県の条例で定める路線におけるバス車両に係る税制特例措置が延長されたことから、地域特性や実情に対応した最適な地域公共交通のネットワークの確保・維持を可能とするため、地域公共交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行を支援しているところ。

国土交通省としては、今後の人口減少が見込まれる中で、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成のため、地域の関係者に対して、地域の特性を十分踏まえた生産性向上のための取組の推進を促し、当該事業により、最適な地域公共交通のネットワークの確保・維持が行われるよう、効率的・効果的に支援を行うとともに、引き続き、地域の生活交通に支障が生じないよう、地域協議会に参画していくなどして支援を行って参りたい。

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局 旅客課（課長 大辻 統）

関係課：

業績指標 110

航路、航空路が確保されている有人離島の割合 (①航路、②航空路)*

評価

①A	目標値：①100%(令和2年度) 実績値：①100%(令和2年度) 初期値：①100%(平成24年度)
----	---

(指標の定義)

- ① 分母は架橋されていない及び海上公共交通に依存している有人離島、分子は海上運送法に規定する旅客定期航路または不定期航路が確保されている離島。

(目標設定の考え方・根拠)

- ① 離島住民の生活の足として公共交通を確保するため、有人離島の交通手段確保に向けた取組状況を測る指標として、現存する離島航路を今後とも確実に維持すべく設定。

(外部要因)

- ① 特記事項なし。

(他の関係主体)

- ① 地方公共団体 (事業主体)
民間事業者 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決(重点)】

なし

【その他】

なし

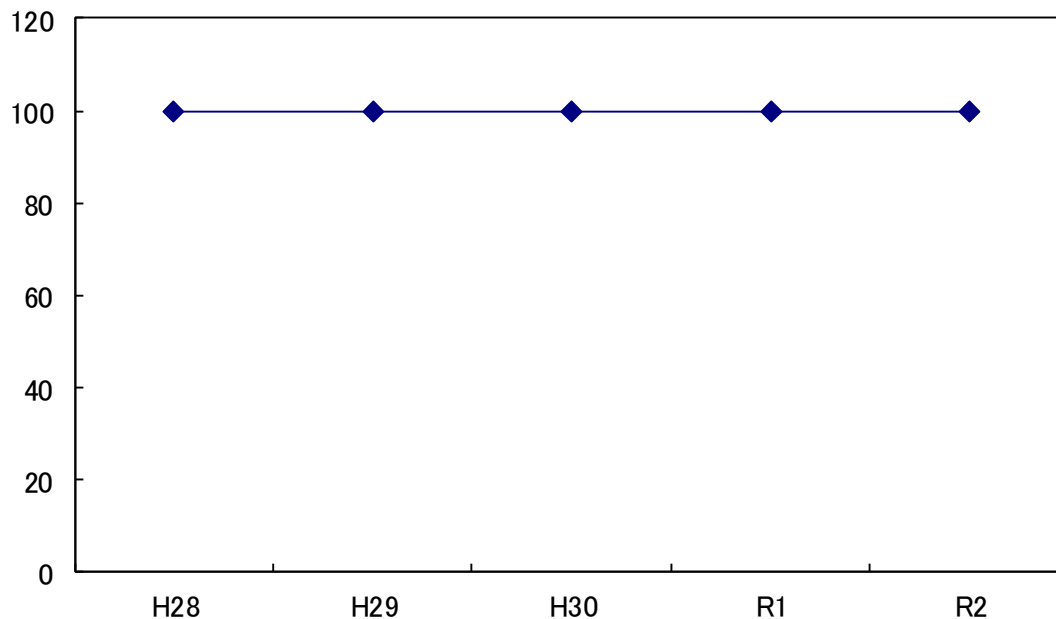
過去の実績値(年度)

単位：%

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
①	100	100	100	100	100	100

(%)

有人離島のうち航路が就航している離島の割合



主な事務事業等の概要

- ① ・離島航路の維持・改善を図り、民生の安定及び向上に資するため、離島航路事業者に対し、その欠損の一部を支援する。
・離島航路の安定的運航、利便性を図り、もって、離島における生活・生産条件の格差是正及び離島の産業振興等に資するため、公設民営化のための船舶買取・建造や省エネ化・小型化への代替建造を行う場合に、その建造費の一部を支援する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ① 令和2年度の架橋等されていない及び海上公共交通に依存している有人離島において、旅客定期航路または不定期航路が確保されたことから、実績値は100%で順調である。

(事務事業等の実施状況)

- ① ・令和2年度離島航路運営費補助63.5億円を確保し、125航路112事業者に交付した。
・令和2年度離島航路構造改革補助6.5億円を確保し、22事業者に交付した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ① 離島航路の運営費補助及び構造改革補助を積極的に活用することにより、離島住民の唯一の生活航路の確保を図ってきたところであり、100%を維持するとの目標を達成していることから、「A」と評価した。
今後も、離島航路事業者の経営状況は人口の減少、高齢化の進展等により、さらに厳しい状況にあるが、引き続き離島航路の維持のために必要な支援をする。なお、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）及び第2次交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）において、引き続き100%を維持する（令和7年度）目標を掲げたところであり、それら計画を踏まえ、今後、本業績指標について見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：①海事局内航課（課長 小林 基樹）

②航空局航空ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室

関係課：

業績指標 110

航路、航空路が確保されている有人離島の割合 * (①航路、②航空路)

評価

②B	目標値：100% (令和2年度) 実績値：96% (令和2年度) 初期値：100% (平成23年度)
----	--

(指標の定義)

②平成24年度において航空輸送を確保するために必要な機能等が維持されている空港を有し、かつ近隣都市へ代替交通手段で移動すると概ね2時間以上かかる有人離島(北海道2空港、東京都5空港、島根県1空港、長崎県3空港、鹿児島県6空港、沖縄県8空港)のうち、当該年度で航空輸送が確保されている離島の割合。

(分子) = 当該年度において航空輸送が確保されている離島数

(分母) = 平成24年度において航空輸送を確保するために必要な機能等が維持されている空港を有し、かつ近隣都市へ代替交通手段で移動すると概ね2時間以上かかる有人離島数

(目標設定の考え方・根拠)

②生活交通手段として航空輸送が必要な離島について、その維持を図ることにより、住民の生活の足を確保することを目標とする。また長期的にも100%を維持することを目標とする。

(外部要因)

- ②・船舶等代替交通機関へのシフト
- ・人口減少等による利用者減に伴う収益悪化

(他の関係主体)

- ②・都道府県(国と協調または独自で離島航空路線維持対策を実施)
- ・航空運送事業者(事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

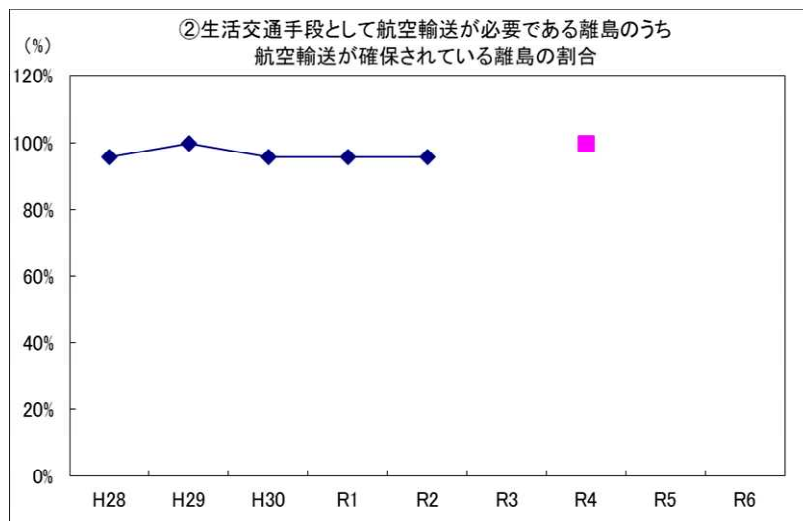
【閣決(重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
96%	100%	96%	96%	96%	



主な事務事業等の概要

②離島住民の日常生活に重要な役割を果たしている離島航空路について、安定的な輸送の確保のため運航費補助を実施するとともに、人の往来に要する費用の低廉化のため離島住民運賃割引を実施。

※令和2年度予算額：地域公共交通確保維持改善事業 204億円の内数

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

②対象となる25の有人離島のうち、1つの有人離島について航空輸送が確保されていない状況が継続している。

当該離島において航空輸送が確保されていないのは、運送事業者が平成27年に当該離島空港において事故を起こし、安全管理体制上の問題等から事業改善命令が発出されたこと等から長期間運航できない状態となり、平成30年1月から一時的に運航を再開したものの、損失見込みが過大であることから平成30年4月以降同路線の運航が再び休止していることによるものである。

(事務事業等の実施状況)

②令和2年度は、6事業者14航空路に対して補助を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

②令和2年度は、上記のとおり一部の有人離島において航空輸送が確保されず、実績値が96%となったため、「B」評価とした。

離島航空路線は、離島住民の日常生活及び経済活動に必要な交通手段であり、競争力が弱く、コスト面で割高な離島航空路線の維持には、国による最低限の支援措置が必要不可欠であることから、現在の施策を維持するとともに、効果的な支援について引き続き検討する。休止している路線については、運航再開に向けた関係者との調整等を加速する。

なお、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）及び第2次交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）において、100%（令和7年度）の目標を掲げたところであり、それら計画を踏まえ、引き続き長期的に100%を維持することを目標とする。本業績指標についても見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局航空ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室（室長：山村 肇）

関係課：

業績指標 111

鉄道事業再構築実施計画（鉄道の上下分離等）の認定件数*

評価

A	目標値：10件（令和2年度） 実績値：10件（令和2年度） 初期値：4件（平成25年度）
---	--

（指標の定義）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、鉄道の上下分離等のために地方自治体と鉄道事業者が共同で作成する「鉄道事業再構築事業実施計画」について、国土交通大臣が認定した件数。

（目標設定の考え方・根拠）

経営の厳しい地域鉄道を存続させるための公有民営方式の導入状況を測る指標として、これまでの伸び率を踏まえつつ、今後の取組を見込んで令和2年度までに10件の認定を目標とする。

（外部要因）

地元関係者間での協議

（他の関係主体）

地方公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会（地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体、関係する公共交通事業者など）

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

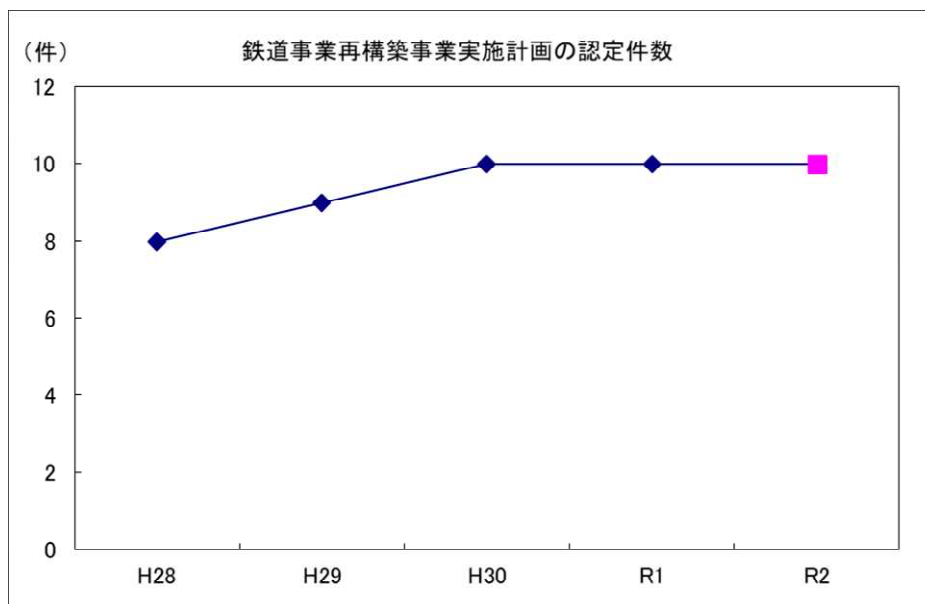
なし

【その他】

なし

過去の実績値（件）**（年度）**

H28	H29	H30	R1	R2
8	9	10	10	10

**主な事務事業等の概要****【鉄道事業再構築事業】**

継続が困難又は困難となるおそれのある旅客鉄道事業を対象として、地方公共団体等と鉄道事業者が共同で鉄道事業再構築事業の計画を作成し、国土交通大臣が認定を行っている。

○過去の認定案件

- ・福井鉄道（株）、福井市、鯖江市、越前市、福井県への認定（平成21年2月24日）
- ・若桜町、八頭町、若桜鉄道（株）への認定（平成21年3月13日）
- ・三陸鉄道（株）、岩手県及び関係12市町村への認定（平成21年11月30日）
三陸鉄道（株）、岩手県及び関係12市町村に対する計画の変更認定（平成26年3月28日）
- ・甲賀市、信楽高原鉄道（株）、滋賀県への認定（平成25年3月4日）
- ・北近畿タンゴ鉄道（株）、WILLER TRAINS（株）及び関係9自治体への認定、四日市市及び四日市あすなろう鉄道（株）への認定（平成27年3月11日）
- ・山形鉄道（株）、長井市、南陽市、白鷹町及び川西町への認定（平成28年11月14日）
- ・伊賀市、伊賀鉄道（株）への認定（平成29年3月15日）
- ・（一社）養老線管理機構、養老鉄道（株）、大垣市、海津市、養老町、神戸町、揖斐川町、池田町、桑名市への認定（平成29年12月21日）
- ・三陸鉄道（株）、関係12市町村、岩手県、東日本旅客鉄道（株）への認定（平成31年1月31日）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

継続が困難又は困難となるおそれのある旅客鉄道事業を対象として、地方公共団体等と鉄道事業者が共同で鉄道事業再構築事業の計画の作成に向けて検討をしていただいた結果、鉄道事業再構築事業実施計画の申請に至るケースが着実に増加しており、平成30年度までの認定件数が目標に達した。

（事務事業等の実施状況）

平成20年に地域公共交通活性化再生法が改正されて鉄道事業再構築事業が創設されて以降、同事業を実施するための鉄道事業再構築実施計画が令和2年度までに10件作成され、国土交通大臣が認定を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標について、平成30年度までの認定件数が目標値に達しており、着実に進んでいることからA評価とした。
- ・目標年度が到来したが、令和3年度以降についても、鉄道事業再構築事業実施計画の策定を検討している自治体及び事業者に対して助言を行い、地域鉄道の活性化を推進していく必要がある。実績値に関しては、順調な成果を示していることから、これを踏まえて目標値の見直しを行い、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）及び第2次交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）において、令和7年度の目標値を13件と設定する目標を掲げたところであり、それら計画を踏まえ、今後、本業績指標について見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：鉄道局鉄道事業課地域鉄道支援室（室長 塩崎 浩一）

業績指標 1 1 2
 デマンド交通の導入数

評価

B	目標値：700市町村（令和2年度） 実績値：集計中（令和2年度） 566市町村（令和元年度） 初期値：311市町村（平成25年度）
---	--

（指標の定義）
 地域の生活の足を確保する観点で、デマンド交通を導入している市町村数を用いる。

（目標設定の考え方・根拠）
 近年における実績のトレンドを推計し、それに対応した目標値を設定。

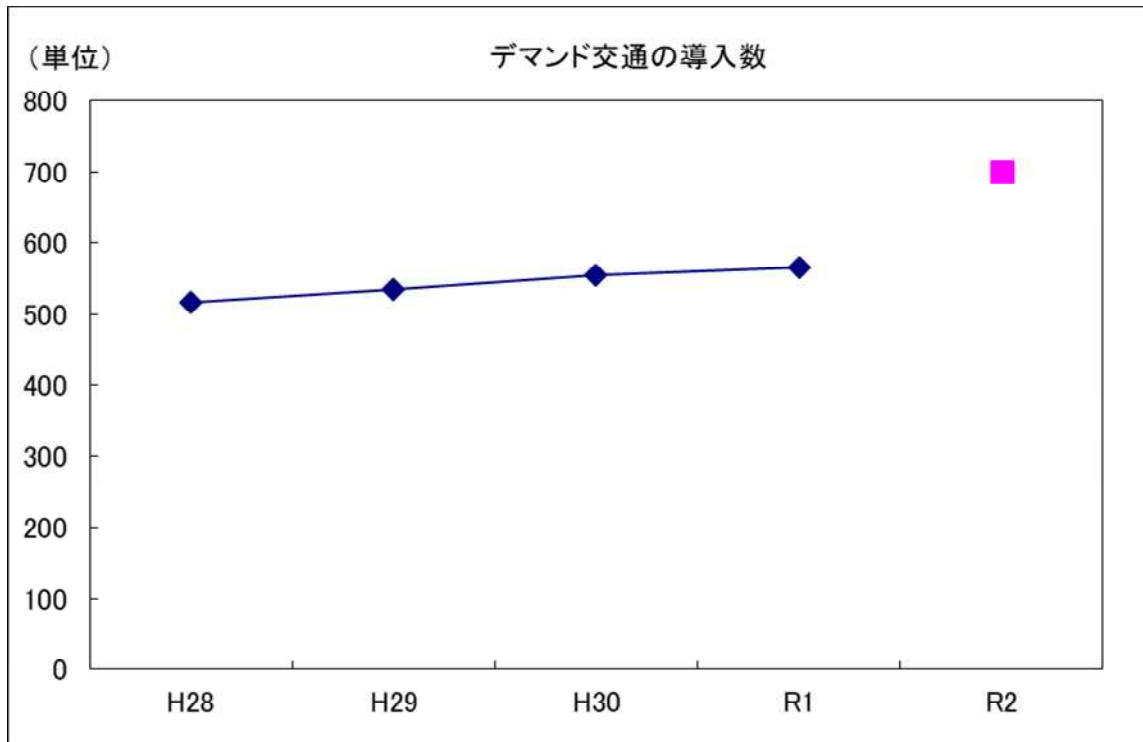
（外部要因）
 なし

（他の関係主体）
 バス・タクシー事業者

（重要政策）
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 交通政策基本計画（平成27年2月13日）「その際、自治体と民間事業者の役割分担を明確にした上で、公有民営方式やデマンド交通、教育、社会福祉施策との連携など多様な手法・交通手段を活用し、駐車場の適正配置等とも組み合わせながら、それぞれの地域における徒歩や自転車も含めたベストミックスを実現することを目指す。」第2章. 基本方針A. 目標①
【閣決（重点）】
 なし
【その他】
 なし

単位：市町村

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
516	535	555	566	集計中	



主な事務事業等の概要

市町村で人口減少や少子高齢化に伴い地域の生活交通の維持が困難となる中で、地域の足を確保する手段として、デマンド交通（利用者の要望に応じて、機動的にルートを迂回したり、利用希望のある地点まで送迎したりするバスや乗合タクシー等）の導入を進めている。

・地域公共交通確保維持改善事業 予算額 220 億円の内数（令和元年度当初）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和2年度の実績値は集計中である。デマンド交通を導入した市町村数は、令和元年度に566市町村と想定していた伸び率よりも下回っている状況であるが、鉄道や路線バスなどの公共交通が十分でない地域（交通空白地域）が拡大する中、デマンド交通はその状況を解消するための有効な手段のひとつとして導入促進が図られているところである。

（事務事業等の実施状況）

地域公共交通確保維持改善事業により支援を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

デマンド交通を導入した市町村数は、毎年度増加傾向にある一方、過去の実績値から推察し「B」と評価した。交通空白地域の拡大が進む中で、地方バス路線の維持を図りつつ、バス路線の合理化を図るための代替交通手段のひとつとして、また、交通空白地域内で確保する交通手段のひとつとして、引き続き、デマンド交通が求められる場合には導入を着実に進めていくことが必要である。

一方で、令和3年5月に策定（閣議決定）された「第2次交通政策基本計画」では、過疎地等における旅客運送サービスの維持・確保にあたり、地域の実情に応じて自家用有償旅客運送、スクールバス、福祉輸送等の地域の輸送資源を総動員するとともに、既存の公共交通機関との連携を促進することで利便性の向上と経営の効率化を図ることとされている。

このようなことから、本業務指標であるデマンド交通については、旅客運送サービスを維持・確保するためのひとつの交通手段に過ぎず、その導入数にあっては地域の実情により左右されることとなるため、業績指標として継続設定することは適切でないと考えことから、令和2年度をもって廃止することとする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局 旅客課（課長 大辻 統）

関係課：

業績指標 113

LRT の導入割合（低床式路面電車の導入割合）

評価

A	目標値：35%（令和2年度） 実績値：35.7%（令和2年度） 初期値：24.6%（平成25年度）
---	---

（指標の定義）

軌道事業者が保有する路面電車の全車両のうち、低床式路面電車の車両（LRV）の割合

（目標設定の考え方・根拠）

自家用車から公共交通機関への転換による道路交通の円滑化を促進するための施策の進捗状況を測る指標として、これまでの伸び率を踏まえつつ、今後の取り組みを見込んで設定（低床式車両数／軌道事業者保有全車両数）

（外部要因）

地元関係者間での協議

（他の関係主体）

LRTプロジェクト推進協議会（鉄軌道事業者、関係地方公共団体など）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

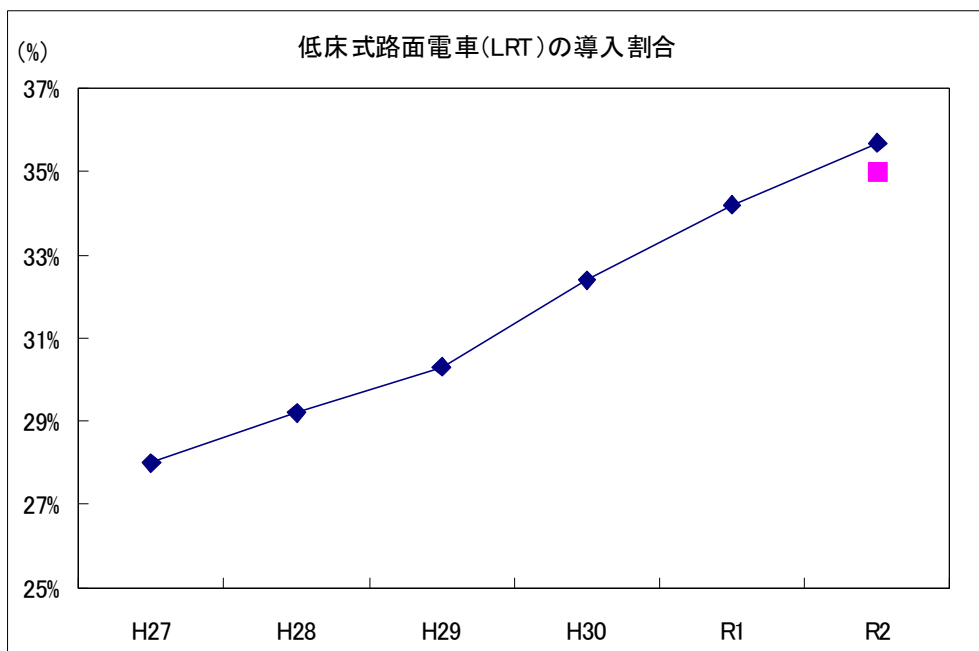
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値						（年度）
H27	H28	H29	H30	R1	R2	
28.0%	29.2%	30.3%	32.4%	34.2%	35.7%	



主な事務事業等の概要

・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業）

観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業）

バリアフリー化されたまちづくりの一環として、公共交通の利用環境改善（LRT導入）を支援

予算額：14,809百万円の内数（令和2年度）

（税制特例）

・低床型路面電車に係る特例措置

固定資産税 5年度分1/3 減収額 42百万円（平成31年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

過去の導入実績及び今後の導入予見込みを勘案するとともに、事業者に対する国の支援を実施することにより、順調に推移している。

令和2年度時点で、軌道事業者の保有する車両数1,062に対して低床式車両数は379であり、全車両の35.7%が低床式車両となり、令和2年度までのLRTの導入割合は目標に達した。

（事務事業等の実施状況）

令和元年度は低床式車両が全事業者で15両（すべて補助対象）導入されたことにより、実績値が前年度に比べ1.5%増加しており、順調であったと評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標について、令和2年度までのLRTの導入割合は目標値に達しており、着実に増加していることからA評価とした。
- ・目標年度が到来したが、令和3年度以降についても上記補助金を活用しながら軌道事業者のLRT導入を支援していく必要がある。実績値に関しては、順調な成果を示していることから、これを踏まえて目標値の見直しを行い、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）及び第2次交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）において、令和7年度の目標値を42%と設定する目標を掲げたところであり、それら計画を踏まえ、今後、本業績指標について見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：鉄道局鉄道事業課地域鉄道支援室（室長 塩崎 浩一）